

環 境 影 韻 評 價 審 査 書

平成20年11月17日に秦野市長 古谷義幸から提出がありましたクリーンセンター建設事業に係る環境影響予測評価書案に対する神奈川県環境影響評価条例第20条第1項の規定による審査結果は、別紙のとおりです。

平成21年 9 月 14 日

神奈川県知事 松 沢 成 文

I 総括事項

クリーンセンター建設事業（以下「本事業」という。）は、秦野市及び伊勢原市で発生する可燃ごみについて、長期にわたり安全、安定処理を進めることを目的として、秦野市曾屋 4624 番地の秦野衛生センター（し尿処理施設）廃止後の面積約 35,000 平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）に、1 日当たりの処理能力約 200 トンの焼却施設を建設しようとするものである。

事業実施予定者は両市で組織する一部事務組合「秦野市伊勢原市環境衛生組合」（以下「二市組合」という。）である。また、本事業は都市計画に定めようとする事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続を都市計画決定権者である秦野市が行っている。

現在、両市の可燃ごみについては、二市組合が運営する伊勢原清掃工場（伊勢原市三ノ宮）にある1日当たりの処理能力 180 トン及び 90 トンの2つの焼却施設で処理しているが、このうち処理能力 180 トンの焼却施設は稼働以来 33 年が経過し、老朽化が進んでいるため、その更新施設として、秦野市内に焼却施設を建設するものである。現時点では焼却施設の処理方式は決定しておらず、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」、「流動床式ガス化溶融方式」、「ストーカ式焼却方式」、「流動床式焼却方式」の4 方式を検討している。

実施区域は、秦野盆地東端部の段丘上に位置し、市街化調整区域に指定されている。東側に隣接する弘法山公園を含む地域は県立丹沢大山自然公園の特別地域に指定されており、良好な自然環境を有する地域である。西側から北側にかけては秦野市街が広がり、特に西側は市街化の進んだ主に住居系の地域となっている。

本事業は、このような土地に焼却施設を建設するものであるため、工事の実施や施設の供用による周辺環境への影響が考えられる。

特に、地形が複雑で山地が迫っていることから、煙突排ガスによる大気環境への影響が懸念される。同時に煙突による眺望等への景観に与える影響について考慮する必要がある。

したがって、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの点も踏まえ、以下のとおり適切な対応を図るとともにできる限りわかりやすい説明に努める必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染

(1) 気象条件について

工事用車両の走行に伴う影響の予測における気象条件について、風向は実施区域の東南東に位置する権現山山頂における観測結果を採用した一方で、風速は権現山山頂の観測結果を道路沿道における観測結果により補正したものを探用したとしているが、それぞれの理由をわかりやすく示すこと。

(2) バックグラウンド濃度について

煙突排ガスに伴う影響の予測に用いたバックグラウンド濃度は、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質については長期平均濃度予測におけるものより短時間高濃度時（ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時）の予測におけるものの方が高く設定されているが、逆に二酸化窒素については短時間高濃度時のものの方が低く設定されている。したがって、設定に用いた実測データを示すなどにより、設定方法を丁寧に説明すること。

(3) 地形影響の程度の把握について

煙突排ガスによる長期平均濃度予測等については、地形影響を考慮するために平板及び地形模型を作成して風洞実験を実施し、最大着地濃度比^注を求め、それを大気拡散式の予測結果に乗じることで、地形影響を考慮した長期平均濃度等を予測したとしているが、計測結果の整理方法など、地形影響の程度を把握した経緯についてわかりやすく示すこと。

(4) 既存の知見の活用について

大気安定度の安定時及び不安定時における煙突排ガスによる短時間高濃度予測については、温度成層の形成に伴う影響を考慮するために既存の温度成層風洞実験の知見を活用したとしているが、具体的に活用した経緯をわかりやすく示すこと。

^注 平板実験における最大着地濃度（希釈比）と地形模型実験における最大着地濃度（希釈比）の比

2 悪臭

施設からの漏出臭気に伴う影響については、類似事例を参考として定性的に予測しているが、搬入口の開口部の悪臭対策に用いるエアカーテンの効果について既存の知見で示されている数値も活用する等、住民の不安を払拭するため可能な限り定量的に説明すること。

3 廃棄物・発生土

処理方式毎に資源化及び埋立ての対象物は異なっており、それらの運搬時の飛散防止対策等は今後検討するとしているが、現段階で検討しているものについて処理方式毎に明らかにすること。

4 植物・動物・生態系

(1) 緑化計画について

緑化計画における緑化の基本方針は、「秦野市緑の基本計画」及び「秦野市景観まちづくり条例」の基本的な考え方を踏まえて緑地の保全・再生・創出を進め、高木、中木及び低木が一体となった多層林となるよう努めるとしているが、植栽樹種の中にはハナミズキのような外来種やクスノキなど地域特性に合っていない樹種が選定されていることから、生態系復元の観点に立ち郷土種を選定し直すこと。

(2) オオタカについて

オオタカについては、現地調査では繁殖を示唆するような行動は確認されず、地元有識者からの情報により弘法山付近はオオタカの営巣に適した環境ではないとしているが、実施区域やその周辺でオオタカが年間を通して多く確認されており、周辺地域での繁殖の可能性が考えられることから、予測及び評価の経緯について可能な限り丁寧に説明すること。

5 安全（交通）

実施区域に接続する市道 63 号線は通学路になっているにもかかわらず歩道が設置されていない区間があることから、朝の通学時間帯における工事用車両の通行等について、関係機関や地域住民と十分に協議等を行うとともに、仮設歩道の設置等を検討することにより歩行者の安全を確保すること。

6 煙突高度の検討経緯

大気汚染と景観のトレードオフを検討した結果、煙突高度を 80 メートルと設定したとしているが、トレードオフの検討経緯について、以下の点に留意してわかりやすく説明すること。

- 大気への影響の検討経緯では、風洞実験による最大着地濃度は煙突高度 59 メートル及び 80 メートルのいずれの場合においても環境基準等を大きく下回っていることを踏まえ、煙突高度 80 メートルの優位性について数値等を用いて論理的に説明する。
- 「実施区域北側住居付近」からの景観では煙突の先端がスカイラインを切っていること、「弘法山公園登山口付近」からの景観では秦野市街地を見下ろす眺望景観を煙突が二分しているように見えることから、煙突高度だけではなく、煙突配置や意匠等を含めて景観への影響の検討経緯を説明する。

7 その他

(1) 予測及び評価の対象とした処理方式について

評価項目毎に環境への影響の大きい処理方式を対象として予測及び評価を行ったとしており、対象とした処理方式及び理由を示しているが、処理方式毎に諸元を比較するなど、対象とした根拠について以下の点に留意して具体的に示すこと。

- 騒音及び振動の発生源となる設備機器については、各処理方式毎に設置台数及び騒音レベル、振動レベルについて示す。
- 排ガス量の計算に当たっては、「流動床式ガス化溶融方式」の場合は「ストーカ式焼却方式」等に比べ、空気過剰率（空気比）の値は小さく設定する。
- 灰溶融ガス量は灯油等を熱源に灰溶融処理を行う「燃料式」の場合に最大となることから、「燃料式」を対象に算出する。

(2) 工事中の濁水対策について

工事中の濁水対策として、沈砂池等を設置する場合は、十分な能力を確保して適切に管理するとともに、その管理方法を明らかにすること。

(3) 情報提供等について

住民への情報提供等について、これまで説明会や見学会等を実施したとしているが、工事着工後及び供用開始後においても引き続きコミュニケーションを図る必要がある。また、その際には、具体的な資料等を提示しながら、わかりやすく丁寧な説明に努めること。

(4) 予測評価書の作成について

予測評価書の作成に当たっては、住民とのコミュニケーションツールとしての観点から、専門用語に解説を付ける、平易な文章にするなど以下の点に留意してよりわかりやすい表現に努めること。

- 大気汚染等の評価に当たっては、予測結果と環境基準等との比較のみならず、事業実施により実際にどの程度の影響があるのかを寄与率等を用いて丁寧に説明する。
- 上層気象観測時期に関する説明等、意見・見解書において説明に使用した内容は予測評価書においても適宜記載する。
- 風洞実験の1時間値地表濃度分布測定における実験風向の選定理由を十分に説明する。
- 「ジェットパック車」等の専門的な用語の説明を加える。